

○龍ヶ崎市スポーツ大会出場激励金交付要綱

平成28年12月13日

告示第163号

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツの振興と競技力の向上に寄与するため、龍ヶ崎市を代表してスポーツ大会に出場する個人及び団体に対し、龍ヶ崎市スポーツ大会出場激励金（以下「激励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象大会)

第2条 激励金の交付対象となる大会は、予選大会又は競技団体の選考（以下「予選大会等」という。）を経て出場する国際大会及び全国規模の大会（以下「大会」という。）とする。

(交付対象者)

第3条 激励金の交付対象となるもの（以下「交付対象者」という。）は、大会に出場登録する個人（以下「選手」という。）又は団体（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校を含む。以下同じ。）であって、大会開催日において、選手については第1号から第3号までのいずれかに、団体については第4号に該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に通勤し、又は通学する者
- (3) 市内に活動拠点を有する団体に所属する者
- (4) 市内に活動拠点を有する団体であって、選手の数が、国際大会にあっては4人以上、全国規模の大会にあっては7人以上のもの

2 前項の規定にかかわらず、選手又は団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付対象者とししないものとする。

- (1) 公益財団法人日本中学校体育連盟主催の大会に出場するとき。
- (2) 大会出場に当たり、本市の他の制度により補助金等の交付を受け、又は受ける予定があるとき。
- (3) 同一大会の同一競技において、交付対象者として選手又は団体のいずれの要件も満たす場合に、選手を交付対象者として激励金の交付の申請をしたとき。

3 第1項の規定にかかわらず、選手又は団体が次の各号のいずれかに該当するときは、国際大会への出場に限り交付対象者とするものとする。

- (1) 大学生又は大学生で構成する団体であるとき。
- (2) 市外から市内に通勤する者であるとき。

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、別表のとおりとする。

(交付回数の限度等)

第5条 同一年度内における激励金の交付は、国際大会は1回、全国規模の大会は2回を限度とする。この場合において、交付対象者として選手又は団体のいずれの要件も満たす場合に、交付対象者として団体が激励金の交付を受けたときは、当該団体の受けた激励金の交付回数は、当該団体に所属する選手の激励金の交付回数に含むものとする。

(交付申請)

第6条 激励金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、龍ヶ崎市スポーツ大会出場激励金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 大会への出場を決定した予選大会等の結果資料
- (2) 出場する大会の開催要項等
- (3) 大会に出場予定であることを示す資料
- (4) 大会出場者名簿（団体又は複数の交付対象者の一括申請の場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による激励金の交付申請を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 選手本人又は選手の保護者
- (2) 選手の代表者
- (3) 団体の代表者
- (4) その他市長が認める者

3 申請者は、申請書を大会開催日の前日までに市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、大会開

催後に申請することができる。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、激励金の交付を決定するものとする。

2 市長は、激励金の交付を決定したときは、龍ヶ崎市スポーツ大会出場激励金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知し、激励金を交付するものとする。

(出場報告)

第8条 前条第2項の規定により激励金の交付を受けたもの(以下「交付決定者」という。)は、大会終了又は激励金の交付後速やかに、龍ヶ崎市スポーツ大会出場報告書(様式第3号。以下「報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、激励金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 大会が中止され、又は大会に参加しなかったとき。
- (2) 大会出場に関し、不正その他不適切な行為をしたとき。
- (3) 報告書の提出を求めても提出しないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、激励金を交付することが適当でないとき市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消すときは、書面により交付決定者に通知するものとする。

(激励金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に激励金を交付しているときは、期限を定めて当該激励金の返還を求めるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	個人(1人当たり)	団体
----	-----------	----

国際 大会	オリンピック大会 及びパラリンピッ ク大会	100,000円	400,000円
	その他国際大会 (世界選手権大 会、アジア大会 等)	50,000円	200,000円
全国規模の大会		10,000円	70,000円

備考 その他国際大会が国内で開催されるときは、激励金の額を2分の1とする。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

申請者

住所(所在地)

氏名(団体名及び代表者名)

印

電話番号

龍ヶ崎市スポーツ大会出場激励金交付申請書

龍ヶ崎市スポーツ大会出場激励金の交付を受けたいので、龍ヶ崎市スポーツ大会出場激励金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付の額	円	
2 交付対象者	住所 (所在地)	
	氏名 (団体名及び代表者名)	
3 大会の名称		
4 出場競技・種目		
5 大会開催期間		
6 激励金の 受領方法	口座振替 ・ 現金払	
	金融機関名	
	支店名	
	口座番号 (カナ)	
	口座名義	

添付書類

- (1) 出場を決定した予選大会等の結果資料
- (2) 出場する大会の開催要項等
- (3) 大会に出場予定であることを示す資料
- (4) 大会出場者名簿(団体または複数の交付対象者の一括申請の場合)(別紙)
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(別紙)

大会出場者名簿

No.	氏名	住所	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

様式第2号(第7条関係)

龍ヶ崎市指令 第 号

申請者

住所(所在地)

氏名(団体名及び代表者名)

電話番号

龍ヶ崎市スポーツ大会出場激励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった龍ヶ崎市スポーツ大会出場激励金の交付について、下記のとおり決定したので龍ヶ崎市スポーツ大会出場激励金交付要綱第7条第2項の規定により通知する。

年 月 日

龍ヶ崎市長

記

- 1 大会の名称
- 2 競技種目
- 3 交付の額
- 4 交付対象者
- 5 備考

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

申請者  
住所(所在地)  
氏名(団体名及び代表者名)  
電話番号

龍ヶ崎市スポーツ大会出場報告書

年 月 日付け龍ヶ崎市指令 第 号で交付決定のあった龍ヶ崎市スポーツ大会出場激励金の交付対象となった大会に出場しましたので、龍ヶ崎市スポーツ大会出場激励金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 大会の名称
- 2 競技種目
- 3 大会の成績



様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)